

○鳥取県企業立地等事業助成条例

平成25年3月26日

鳥取県条例第8号

改正 平成25年7月2日条例第46号
平成25年10月11日条例第59号
平成26年2月14日条例第4号
平成26年10月17日条例第46号
平成27年6月30日条例第37号
平成28年2月9日条例第4号
平成28年3月25日条例第25号
平成29年3月28日条例第20号
平成29年7月7日条例第35号
平成30年3月27日条例第29号

鳥取県企業立地等事業助成条例をここに公布する。

鳥取県企業立地等事業助成条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）企業立地等事業 企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業をいう。

（2）企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める道路貨物運送業その他の事業（製造業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）

イ 情報処理・提供サービス業に属する事業

ウ ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業

エ 自然科学研究所に属する事業

オ 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業

カ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの

キ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業であって知事が要綱で定めるもの

（3）次世代ソフトウェア産業等立地事業 次に掲げる事業の用に供する事業所又は設備を新たに賃借する事業であって、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 前号イ、ウ又はカに掲げる事業

イ アに準ずるものとして知事が要綱で定める事業

（4）投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が要綱で定めるもの及び法人にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他知事が要綱で定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が要綱

- で定めるところにより算出した額を除く。)をいう。
- (5) 賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の5年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を除く。）をいう。
 - (6) 投資額 投下固定資産額及び賃借料の合計額をいう。
 - (7) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
 - (8) 高年齢常時雇用労働者 雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
 - (9) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者に限る。）のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。
 - (10) 投下環境有益固定資産額 投下固定資産額のうち、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に係る家屋及び償却資産の取得に要するものをいう。
 - (11) 初年度賃借料 賃借料（次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあっては、当該次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の対象となる賃借に要する費用を除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。
 - (12) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者及び同法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数の合計が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設置しているものをいう。
 - (13) 特定製造業 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるものをいう。
 - (14) 特定サプライヤー 自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるものをいう。

（企業立地等事業の認定）

第3条 知事は、前条第2号アからキまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県内（知事が要綱で定める地域に限る。）において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
 - (3) 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。
 - (4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アからキまでに掲げる事業の計画が適当であること。
- 2 知事は、前条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業の用に供する事業所又は設備を新たに賃借する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、次世代ソフトウェア産業等立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。
- (1) 県内において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
 - (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業の計画が適当であること。
- 3 前項の規定による知事の認定は、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 4 第1項又は第2項の規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 5 知事は、企業立地等事業が第1項若しくは第2項までに規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（補助金の交付）

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、次世代ソフトウェア産業等立地事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

- (1) 前条第5項の規定により認定を取り消された者
- (2) 県と協議を行うことなく、第6条第1項の表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間内に休止し、又は廃止する者であって、事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼすもの

（補助金の額）

第5条 企業立地事業補助金の額は、別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額（鳥取県中部地震によって被害を受けた地域（知事が要綱で定める地域に限る。以下「被災地域」という。）に本店又は主たる事務所を有する県内中小企業（法人にあっては、知事が要綱で定めるものに限る。）であって、当該地震による被害を受けたものが被災地域内で行う事業（特定製造業を除き、平成31年3月31日までに第3条第1項の認定を受けたものに限る。）にあっては、当該額に投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（5,000万円を限度とする。）を加算した額）以下とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が15億円を超えるときは15億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の40を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。
- 3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が5億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき5億円を限度とし、分割して行うものとする。
- 4 次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の額は、次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

（事業実施者の責務）

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからキまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金	次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金に係る第2条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業	次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日から10年間

- 2 事業実施者は、前項の表の中欄に掲げる事業を営む期間内（同表の右欄に定める期間内に限る。）は、知事が要綱で定めるところにより、毎年、当該事業に係る雇用状況その他知事が要綱で定める事項を報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が要綱で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同項第3号の知事の認定を受けた情報通信関連雇用事業及び同項第4号の知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る旧条例第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、なお従前の例による。

(検討)

3 知事は、経済情勢、雇用情勢その他の社会情勢の変化に応じてこの条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成25年条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第59号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、

この条例の施行の日以降に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金について適用し、同日前に同項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の新条例の規定は、平成28年10月1日以降に新条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金及び同条第3項の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金について適用し、同日前に新条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金及び同条第3項の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項から第3項までの知事の認定を受けた企業立地等事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定の適用については、旧条例第3条第2項又は第3項の規定により行った認定は、新条例第3条第2項の規定により行った認定とみなす。

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業 第2条第2号アに掲げる事業	(1) 投資額が1億円（県内中小企業及び特定サプライヤーにあつては、3,000万円）を上回ること。 (2) 次に掲げる要件を満たすこと。 ア 県内中小企業にあつては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。 イ 県内中小企業以外の企業にあつては、常時雇用労働者が10人（特定サプライヤーにあつては、3人）以上増加すること。	(1) 特定製造業にあつては、次に掲げる額の合計額（15億円を限度とする。） ア 投下固定資産額（別表第2の1の項に該当する場合にあつては、投下環境有益固定資産額を除く。（2）において同じ。）に100分の20を乗じて得た額 イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 (2) (1)以外の場合にあつては、次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。） ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
第2条第2号イに掲げる事業	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 次に掲げる要件を満たすこと。 ア 県内中小企業にあつては、常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。 イ 県内中小企業以外の企業にあつては、常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。	次に掲げる額の合計額（2億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
第2条第2号ウに掲げる事業	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 次に掲げる要件を満たすこと。 ア 県内中小企業にあつては、技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者（以下「技術者等」という。）である常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。 イ 県内中小企業以外の企業にあつては、技術者等である常時雇用労働者が5人（特定サプライヤーにあつては、3人）以上増加すること。	次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額

第2条第2号エ及びオに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 県内中小企業にあつては、技術者等である常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあつては、技術者等である常時雇用労働者が5人（特定サプライヤーにあつては、3人）以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号カに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 県内中小企業にあつては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあつては、常時雇用労働者が5人以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号キに掲げる事業	<p>(1) 投資額が1億円（県内中小企業及び特定サプライヤーにあつては、3,000万円）を上回ること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 県内中小企業にあつては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあつては、常時雇用労働者が10人（特定サプライヤーにあつては、3人）以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
次世代ソフト	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 県内中小企業にあつては、常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。</p>	<p>事業所及び設備（新たに第2条第2号イ又はウに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限定する。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額（1,500万円を限度とする。）</p>

ウ ェ ア 産 業 等 立 地 事 業		(2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。	
	第2条第2号ウに掲げる事業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、技術者等である常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、技術者等である常時雇用労働者が5人以上増加すること。	
	第2条第2号カに掲げる事業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が3人以上増加すること。	事業所及び設備（新たに第2条第2号カ又は第3号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額（1,000万円を限度とする。）
	第2条第3号イに掲げる事業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が5人以上増加すること。	

備考 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。

別表第2（第5条関係）

1 第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限り、9の項に該当するものを除く。）	投下環境有益固定資産額に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。）
2 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）であって、知事が特に認めるもの（9の項に該当するものを除く。）	次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合には、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業（7の項に該当するものを除く。） 100分の10 イ アに掲げる事業以外の事業のうち海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。） 100分の10 ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の5 (2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア (1)のア及びイに掲げる事業 100分の50 イ (1)のア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の25
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（2の項又は9の項に該当するものを除く。） (1) 先進的な技術を活用する事業 (2) 県内の資源を活用する事業	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）
4 中山間地域（知事が要綱で定める地域に限る。）において行う事業であって、知事が特に認めるもの（9の項に該当するものを除く。）	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）
5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの（9の項に該当するものを除く。）	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）
6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの（9の項に該当するものを除く。）	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（5の項、8の項又は9の項に該当するものを除く。）	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）
8 我が国における拠点となる工場等に関する事業（知事が要綱で定める外国会社が行うものに	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億

限る。)であって、知事が特に認めるもの(9の項に該当するものを除く。)	円を限度とする。)
9 特定サプライヤーが行う事業	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(5億円を限度とする。)